

大分県報

令和二年
第一〇五号
五月十二日

（火曜日）

目次

告示

救急病院等の認定	一
農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の変更承認	一
農営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧（二件）	一
道路の区域変更	二
道路の供用開始	二
大洲総合運動公園及び大分県立フェンシング場の利用に係る使用料の徴収事務の委託	二
ハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務の委託	三
大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務の委託	三
建築基準法による道路位置の指定	三
公 告	三
開発行為の完了	三
競争入札参加者の資格に関する公示	三
一般競争入札の実施	五

〇告示

大分県告示第二百九十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和二年五月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年五月十二日

大分県報（告示）

一

救急病院 ・救急診 療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	大久保病院	竹田市久住町大字栢木六〇二六の二	令二・五・一から 令五・四・三〇まで

大分県告示第二百九十三号

農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一〇一）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）から申請のあった農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第九条第一項に規定する事業規程の変更については、次のとおり承認した。

令和二年五月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請者

大分県農地中間管理機構

公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 光長 伸彦

二 承認した日

令和二年四月一日

三 承認に係る事業の種類

- (1) 農地売買等事業（法第七条第一号に掲げる事業をいう。）
- (2) 農地売渡信託等事業（法第七条第二号に掲げる事業をいう。）
- (3) 農地所有適格法人出資育成事業（法第七条第三号に掲げる事業をいう。）
- (4) 研修等事業（法第七条第四号に掲げる事業をいう。）

大分県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの農営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和二年五月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞		県道宝珠山 日田線	地先まで	日田市大字小野字牛王一九八一から 日田市大字小野字牛王一九六三番三 地先まで	後	一九・〇 〇一・〇	六〇・〇
---------------	--	--------------	------	--	---	--------------	------

大分県告示第二百九十五号		土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。		なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。		令和二年五月十二日	
大分県知事 広 瀬 勝 貞		道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日			

大分県告示第二百九十六号		道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。		その関係図面は、令和二年五月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。		令和二年五月十二日	
大分県知事 広 瀬 勝 貞		道路の種類及び路線名	区域変更前後別	敷地の幅員	延長		

大分県告示第二百九十八号		地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大洲総合運動公園及び大分県立フェンスシング場の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。		令和二年五月十二日		大分県知事 広 瀬 勝 貞	
大分県知事 広 瀬 勝 貞		道路の種類及び路線名	区域変更前後別	敷地の幅員	延長		

ファビルス・プランニング大分共同事業体
代表者

福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目一一
株式会社ファビルス
代表取締役 野田 太

二 委託期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第二百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおりハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和二年五月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

東京都多摩市落合一丁目三十一番地
株式会社サンリオエンターテイメント
代表取締役社長 小巻 亜矢

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第三百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分スポーツ公園及び大分県立武道スポーツセンターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和二年五月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市東春日町一番八号
株式会社大宣

代表取締役社長 朝倉 弘 美

二 委託期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

大分県告示第三百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。
令和二年五月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
大土第一一七番八号	由布市挾間町赤野字大園五一	令二・四・二〇	メートル 六・〇一	メートル 三八・七七

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和二年五月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

速見郡日出町大字平道字八郎鼻千七百六十八番一ほか四筆及び千七百六十九番一ほか三筆の各一部

二 開発区域の面積

七千三百・六七平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

長野県上田市大字古里二千五十五番地九

ルートイン開発株式会社

代表取締役 永山 勝利

四 完了検査年月日

令和二年四月十四日

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込ま

れるので次のとおり公示する。

令和二年五月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察事件管理総合システム用機器等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造

を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和二年五月十二日から同年六月十二日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

- (三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
 2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたこと
 24、その旨を申請入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和2年5月12日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

大分県警察事件管理総合システム用機器等賃貸借契約

(2) 借入期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで(60箇月)

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 納入場所

大分県警察本部警務部情報管理課及び刑事部刑事企画課

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者

(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和2年6月22日(月)午後5時45分までに大分県警察本部刑事部刑事企画課に提出し、審査を受け、承認を受けた者

(4) 納入しようとする物品等の機器等リストを令和2年6月22日(月)午後5時45分までに大分県警察本部刑事部刑事企画課に提出し、精査を受け、回答を受けた者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和2年5月12日から同年6月12日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県警察本部刑事部刑事企画課指導係

〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 内線 4033

(2) 日時

令和2年5月12日から同年6月22日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで

5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語

日本語

(2) 通貨

日本国通貨

6 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所

大分県警察本部警務部施設整備課用度係

(2) 提出期限 令和2年7月3日(金)午前10時。ただし、郵送の場合は、同月2日(木)午後5時45分までに必着すること。

7 競争入札及び開札の場所及び日時等

(1) 場所

大分県庁舎新館9階 会議室

(2) 日時

令和2年7月3日(金)午前10時

(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭

<p>和22年政令第16号) 第167条の8 第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p>	<p>者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>
<p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部施設装備課課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p>
<p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号) 第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p>	<p>16 その他</p> <p>(1) 前記2の②に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>
<p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記4の①に同じ。</p> <p>(2) 交付日時 前記4の②に同じ。</p>	<p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Terminal equipment and others complete set for Oita Prefectural Police case management integrated system</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 3 July 2020</p> <p>(3) Office Investigative Planning Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
<p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない</p>	